

## 第8回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年3月5日（金） 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 11名  
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅  
5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男  
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局係長 田中 明紀子

議事録署名委員 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之

- 議事日程
- 開会
  - 会長の挨拶
  - 議事録署名委員の指名
  - 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
議案第5号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について  
議案第6号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定の承認について  
議案第7号 令和3年分参考賃借料及び農作業標準料金の策定について  
報告第1号 農業用施設としての利用に関する届出について
  - その他
  - 次回委員会等の開催予定について  
第9回総会  
日時 令和3年4月5日（金） 午後2時から  
場所 上市町役場2階 第一会議室
  - 閉会

午後2時00分 開会

事務局長 それでは、第8回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。  
只今の出席委員は、12名中11名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員は、金子推進委員、松井推進委員、森田推進委員の3名にご出席いただいております。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございます。  
それでは議事に入りたいと思います。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、4番 村上委員と5番 酒井委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員 田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は3ページから4ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 たいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番と2番について) この案件については3ページの地図を見ていただければ分かると思うんですけど、●●●●さんの自宅の周囲の田んぼなんですけど、この方の相続人である妹さんの●●●●さんがお年でもありますし、なかなか管理ができないということで町内で引き取ってくれんかという話の流れから、●●●●組合がありますので●●●●組合で引き取ろうかということになったようです。宅地については●●●●が引き取ると。田については●●●●さんと●●●●さん、これは●●●●組合の組合員が引き取るということで所有権移転という形になりました。それでこの敷地につきましては来年あたりから育苗ハウスを作ってやろうということで、活用計画もありますし基本的には問題ないと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 現地見てきましたけど問題のある部分ありませんし、いずれ育苗ハウスも建てられますしそれについても問題ないと思います。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声)

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は7ページから8ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 たいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) これは現在区画整備されているところに●●●●さんが買われるということなので、これ現に周辺は宅地化されていますし問題ないと思います。

事務局 事業計画変更も一緒に申請されています。

委員 うん。結局商売の関係で計画が困難になったということで、●●●●さんに渡されるということで周辺の環境からして問題ないと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 現地の確認しましたけど東・西・南側に住宅がありまして、北側が入口になるようです。宅地としては問題ないと思います。

会長 2番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (2番について) 申請地はスーパー農道から少し山手の方に入って●●●●●●の近くになります。●●●●さんと●●●●さんは親子で、実家で同居しておられましたが子供が大きくなって手狭になり、隣の農地を利用して住居を建てたいという申請になります。隣接した耕作者と区長さんからも了解が得られていますので、問題はないと思います。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

それでは採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第2号について全員賛成と認め、議案第2号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。先ほどの議案第2号1番と同じ案件になりますが、担当委員から何か改めて発言があればお願いします。

(委員・推進委員 特に意見なし)

会長 ありがとうございます。それでは採決いたします。議案第3号については「意見なし」とする方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議案第3号について全員賛成と認め、議案第3号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。

今回利用権の設定は、全体で51件、面積は180,190㎡です。内訳は再設定35件、新規16件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

補足なんですけど、●●●●さんっていうお名前が個人で沢山の案件出ております。これ実は●●の●●●●●●という集落営農組織の代表の方のお名前です。実際の作業は営農組織で行いますのでよろしく願います。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

ありがとうございました。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成と認めます。議案第4号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第5号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

はい。(議案書をもとに説明)

会長

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員から説明と意見ををお願いします。

委員

(1番について) ●●橋の手前の堤防の下の田んぼになります。現地行ってきました。周囲は全て農地です。耕作してらっしゃいます。田んぼを見ましても一応水の取り入れもありますし、排水もOKな田んぼです。5、6年前までは完全に農地として田んぼ作っておられました。今は手入れがなくて草が生い茂ってますけど、非農地としては認められないと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員

現地見に行ったんですが、1枚はちょっと耕作は無理かなと思うんですが●●橋から降りてきて道の両側の2筆です。その隣は田んぼしとられるんですね。●●さんの田んぼは放棄田みたいようになっていて、周りは田んぼはしておられるから、ちょっとあまりにもひどいなと見てきました。これ、非農地と委員会で判断したら委員会では指導ができなくなるんですか？

会長

遊休農地としてのカウントはできなくなるはずですが。農地としないわけですから。

会長

個人的な考え方もかもしれませんが、景観の問題なども考慮して非農地としてすべきかどうか皆さんに判断していただきたいと思います。また、その田んぼのところに用水があれば用水の管理もしていただかないといけない問題も出てきます。遊休農地だから、中間管理機構が受けてくれないから全部非農地にしちゃえば本当は楽なんですね。だけど周辺のことを考えたり、今後きちんと管理していただけるかそれとまたこういうところをどなたかが引き受けていただけるかという問題が出てきますね。そこが非常に難しいところかなと思います。いっぱい案件があるのであとからまた皆さんのご意見を聞いて採決いたしましょう。

会長

2番から3番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員

(2番～3番について) これは書類見てわかるとおり、●●のとなりです。一昨年から耕作されないようになった。ここはやっぱり非農地とはできない。農地じゃないかと思います。

会長

ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員

これも見てきたんですが・・・●●さんって一人暮らしなんですか？

事務局

高齢の方なんですけどお電話するといつも娘さんらしき方が必ずといつていいほど出られるので、誰か一緒におられるんじゃないかなと思っています。

推進委員

家の事情もあるなら・・・後継者がいないのなら非農地にしてもいいと思います。

会長

では4番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員

(4番について) 場所は●●の道路を右の方へ●●●●の交差点までいかない辺りに、居酒屋があります。その下側に田んぼが2枚ほどあって、面積は約2195㎡あります。今後のこと考えたら管理してもらおうというのでいいと。非農地にはできないかなと思います。近くで駐車場にでもするっていう話でもあればいいですけど、●●も駐車場を持っておられるしここは田んぼとして残して管理してもらった方がいいと思います。

会長

ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員

今言われたとおり●●の後ろに細長い30mほど細長い放棄田になっていました。草を刈ればある程度維持できるんじゃないかなと思うんですが。

会長

非農地じゃなくて田で残せと。このあたりは田んぼ1枚ってわけでもないですね。

会長

では5番から9番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (5番について) 地図を見ていただくと●●で●●●の少し山手の方に農地があります。現状この区画の農地だけが耕作されてなくて、まわりはすべて農地として水田になってます。ですので近隣の農家の方も含めて農地としてなんとか続けてほしいという状況です。田んぼとしては全然問題ないです。作られる方がおられればできると思います。

(6番について) こちらはさらに山手の方で山林の近くの農地ではあるんですが、こちらの隣が畑になってまして写真を見ると草が生い茂ってるんですけど、なんとか草だけ処理をして農地として作られる方を見つけてほしいという…農道とか狭いですが耕作するには問題ない。そこまでひどくはないという状況です。

(7番について) 次は6番の隣になるんですけど道を挟んで右側です。写真を見られると分かるんですけど、農道のアスファルトの道路の横で整備したときに長方形の綺麗な田んぼにならずに、ちょっと変形田で面積が少ない圃場になってましてそこだけ耕作されずに、草が生えているという状態です。2年ほど前はこんなに荒れてなくて、何かしら畑をしておられたと思います。近隣の住民の方もおられますので、農地として復元してもらいたいと思います。農地としては問題なく使えると思います。

(8番について) ●●●●●の●●●さんの道を挟んで向かい側にあるんですけど、こちらの該当農地だけが耕作してなくて草が生い茂っている状態で、周囲は農地として水田や畑を作っております。用水も流れていましてので用水管理も含めて農地として使用していただきたいと。農地として利用は十分できてると思います。

(9番について) こちらも隣の農地は綺麗に水田で管理されています。●●さんも他にも農地を持っておられてそこだけ遊休農地になっているので、なんとか頑張って農地を守っていただきたいというところです。

会長 10番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (10番について) こちらは●●●駅の近くの田んぼです。農地に復元するには、日当たりと風通しがものすごく悪くて、東側に大きい倉庫があって午前中何時間か日が当たらない。西側に住宅と杉の木があって3時くらいからまた影になります。農地に復元しても多分そんなに作物は育たないんじゃないかという感じはいたします。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 去年の10月に現地視察した時は草が生い茂り手入れはしてなかったんですけど、そのあと指摘を受けて刈られたんだらうと。草丈の長いやつがそのまま散乱しているので、復元するにはかなり人力がいるんじゃないかと思えます。

会長 はい。ありがとうございます。

事務局 今基本的にここ上の方で実際に耕作されてるかどうかは分からない？

事務局 他の田んぼについては今は正確には分かりません。

事務局 しかし恐らく18ページの皆さんは作ってないと思います。●●さんはちょっと体調を崩された関係で管理ができなかったんじゃないかという話は聞いております。

会長 皆さんの調査していただいたご意見も伺いますと、やっぱりなんとか田んぼに復元できないかなというのが皆さんの思いかなと思うんですよ。ただ草刈りをして一時的にはできてもそのあと耕作者をどうやって見つけていくかということがないと、またすぐ同じような話になるのかなと。

委員 非農地にすることについて農業委員会で決定することについては土地所有者の意向は？

事務局 聞かないです。農業委員会で農地として認めないことを決定して一応本人には農業委員会で非農地として決定しましたという通知をします。本人に地目変更を促すという形になります。

職務代理 耕作する人を見つける前に自己管理するなり、自己保全するなりそういったことも考えいかないと。

事務局 はい。遊休農地の意向調査の回答としては、ほぼ皆さんは自己保全管理しますという回答をされています。

委員 これ一度非農地だと委員会で言って、所有者が非農地は困るとか言う可能性あるんじゃないですか？

事務局 不服とかは言ってこられる可能性はあると思います。

委員 それで覆すことはできないの？

事務局 もしその方が農地として耕作できるような状況に復元されれば、当然農地として地目を変えることは可能ですが、今の段階でどうするか。

委員 非農地だと言ったら地目を変えんといかんの？

事務局 変えてくださいと通知しますが、実際登記申請は所有者が行うことになります。ただ、農業委員会の決定は事務局と県それから町の財務課に連絡いたします。

委員 そうなればちょっと仕事が増えるかもしれないけど今の現状だと非農地になりますよと。非農地になった場合はこうなりますって説明して、かまわんということになればいいんだけど、そういう手順を踏んだ方がいいんじゃないの？

対象地は非農地として委員会で検討してるんだけど非農地になった場合には、こういった現実問題がありますよと。それでよろしいんですねと。

事務局 非農地として判断するには、復元して今後農地として継続できるかどうかという基準で判断していかないといけないと思うのですが。

委員 それは分かるんだけど、その手続きを踏んでこのステップにいてもいいんじゃないかなということなんだけど。法律的なあれがこうだから、基準がこうだからじゃあ事務的にしますよと。それでも構わんかもしれんけど、それでいいのかな。

会長 委員の話聞いて思うんですが、非農地通知を出すとした場合、やっぱり地主さんに最終的にはご了解を得ていただかないと。いただいた上で出したいと。農業委員会としてはそのようにすべきだと。農業委員会としては今の対象のところは、農地として認められないよというふうにするのか。大体大方の場所は一応復元できるんじゃないかというようなご意見だったんで、非農地通知は農業委員会として一応出さないと、今回は。ただしもっときちんと保全管理をしますという返事がきてるところに対しては、また今年の遊休農地の調査があるまでに管理していただきたいという書面を出しましょうよ。保全管理がされていなかったら非農地通知を出させていただきますと。

事務局 では、今回は非農地にはしないけれども、前年遊休パトロールで挙がった土地は、事務局が5月の終わりから6月にかけてもう一回見回ります。その段階でもし管理がされていないことが確認できれば、保全管理をお願いの文書を出すことになりますので、その際に非農地ということもあり得ますよといった内容を加えてご案内したらよいでしょうか？

会長 地元から非農地にしてくれてって依頼があったところもありますよね。そういう申し出があったところには検討して、それは妥当だとすれば非農地通知を出せると思うんだけど、●●委員の話の中で、本人が理解していないということが一つあります。非農地通知に関しては今の話の手続きをもう一回踏んで決定いたしましょう。中間管理機構にはそういうふう連絡しましょう。

事務局 はい。中間管理には非農地とはしなかったという連絡をいたします。

委員 非農地にしなくても、5月か6月にもう一度調査するときに申し訳ないけど、担当の農業委員さんと推進委員さんともう一度確認したうえで書類を出す。

会長 では皆様のご意見まとめます。まず非農地の現場確認していただいた方のご意見としては、大半は綺麗にすれば農地として復活が見込めるということで、今回は非農地通知は一切該当しないということでまとめさせていただきます。ただし今後また遊休農地として挙がってくる可能性がありますので、事務局はちょっと大変なんですけど5月6月頃の時点で、非農地通知を出すことがあると事前に通告して、その後改めて非農地の検討をしたいと。そういうことでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議案第5号については以上です。

では次に「議案第6号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言願います。

それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第6号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第7号 令和3年分参考賃借料の策定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言願います。

参考賃借料を原案のとおり決定し公表することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第7号については原案どおり承認いたしました。

会長 では次に、「報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について」を事務局より説明願います。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言願います。

よろしいでしょうか。以上で報告第1号を終わらせていただきます。

次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局、その他連絡事項朗読)

会長 以上をもちまして、第8回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年3月5日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

4 番 村上 正毅

5 番 酒井 喜之